

岡山県トラック交通共済組合員様向け

改定



# 無料ロードサービスのご案内

2023年10月1日からサービス利用は合算で**20万円まで無料**。  
ただし、レッカー作業の場合**5万円の自己負担金**が必要となります。

タイヤパンク時のタイヤ交換作業は自己負担金なし

◆24時間365日受付◆

**IZA CALL 0120-94-1356**

無料サービス	有料サービス
レッカー・引き上げ・タイヤ交換	バッテリー上がり・ガス欠・ 鍵開け・現場修理 など
	
▶事故・故障時のレッカー作業(脱輪・落輪等の引き上げ費用含む) ▶タイヤパンク時のタイヤ交換作業(タイヤ代は除く)	

## ご利用にあたっての注意点

- 岡山県トラック交通共済協同組合の「ご契約車両(構内専用車及び員外利用(車)を除く)」が対象車両となります。
- コールセンター「イザ・コール」への入電に限りサービス適用になります。  
※他のコールセンターで対応した場合は、「無料サービス」の対象外となりますのでご注意ください。
- レッカー作業の無料サービスは合算で上限20万円(消費税込)までとし、自己負担金を5万円とします。  
※自己負担金の5万円及び、20万円を超過した部分は別途ご請求させていただきます。
- 無料サービスと有料サービスの併用があった場合、有料サービスはご利用者様へ別途ご請求させていただきます。
- サービス内容以外の対応は実費にてご請求いたします。(キャンセル料金、現場応急修理は有料となります。)
- 自己負担金や有料サービスのご利用料金等は月末締め翌月請求となります。
- 雪の影響などで入電混雑時には手配に時間を要する場合や手配が難しい場合がございます。

## 料金例

大型車両(空車)のエンジントラブルによるレッカー依頼  
レッカーで10km搬送した場合  
平日深夜0:00、シャフト処理作業2本  
出張距離10km(15kmまでは基本出動料金に含まれます)

### 【請求金額】

作業料金(右表)	80,438円
自己負担金	-50,000円
無料サービス	30,438円

項目	料金
基本料金(レッカー)	36,500円
出張料金(15kmまでは基本出動料金内)	0円
レッキング作業料金	5,000円
シャフト処理作業(2本)	10,000円
搬送費(1000円×10km)	10,000円
深夜割増料金 (基本出動料金及びシャフト処理料金は25%割増)	11,625円
小計	73,125円
消費税(10%)	7,313円
合計	80,438円

※注意1 対象サービスの20万円を超えた部分は実費負担となります。

※注意2 20万円以内であっても対象外サービスの費用はお客様の負担となります。

詳細は裏面の「岡山県トラック交通共済協同組合ロードサービス利用規約」をご参照ください。

# 岡山県トラック交通共済協同組合ロードサービス利用規約

## 第1条(サービスの概要)

「岡山県トラック交通共済ロードサービス(以下、「本サービス」といいます。)」は、岡山県トラック交通共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)に所属する組合員等(以下、「組合員等」といいます。)の所有する第3条に規定する対象車両につき、サービス提供事由が発生した際に、当組合がJHRネットワークサービス株式会社(以下、「JNS」といいます。)に委託して提供するロードサービスです。

## 第2条(対象サービス)

本サービスでは、次の各号に定めるサービスを提供します。ただし、第5条に定める対象期間にサービス提供事由が発生した場合に限りです。

なお、以下のサービスは、合算で1回20万円(\*1)を限度とします。

- (1) タイヤのパンクまたはバースト時のタイヤ交換(タイヤ代は除く)
  - (2) 事故(\*2)または故障(\*3)により走行不能となった場合の修理工場等までのレッカー搬送
  - (3) 脱輪または落輪による引き上げ
- (\*1) 消費税を含んだ額とします。  
(\*2) 事故とは、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、タイヤのパンクまたはバーストその他偶発的な事故をいいます。  
(\*3) 故障とは、対象車両に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的の事故をいいます。

2. 前項に定める(2)・(3)の対象サービスが提供された場合に組合員が支払う負担金は、1回5万円とします。

## 第3条(対象車両)

本サービスの対象車両は、サービス提供事由発生時点において、当組合に共済契約(対人、対物および車両共済のうちいずれかの契約があればよい。)のある車両とします。ただし、構内専用車及び買外利用(車)は除きます。

## 第4条(適用地域)

本サービスの適用地域は以下の通りとします。

- (1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島などの地域では、本サービスが提供できない場合があります。

## 第5条(対象期間)

本サービスは、2023年10月1日より1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに当組合が組合員等に対して更新しない旨の通知を行わない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後同様とします。なお、通知の方法は、当組合のホームページ、もしくは当組合の発行する機関誌等によって行うこととします。

## 第6条(サービスを提供できない場合)

本サービスは、次の各号に該当する場合には、提供することができません。

- (1) 対象事故が次のいずれかの原因によって生じた場合
  - (ア) 本サービスを受ける者の故意または重大な過失
  - (イ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - (ウ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (エ) 次のいずれかに該当する事由
    - ① 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
    - ② ①以外の放射線照射または放射能汚染
  - (オ) 次のいずれかに該当する事由
    - ① (イ)から(エ)までの事由によって発生した事故の拡大
    - ② 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の(イ)から(エ)までの事由による拡大(事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいし、延焼を含みます。)
    - ③ (イ)から(エ)までの事由に伴う秩序の混乱
  - (カ) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
  - (キ) 詐欺または横領
  - (ク) 次のいずれかに該当する事由
    - ① 対象車両を競技または曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)のために使用すること。
    - ② 対象車両を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。)すること。
- (2) 対象車両の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合および酒気を帯びて(道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。)運転した場合に生じた事故によって対象車両が走行不能となった場合
- (3) 雪道、砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり、事故、故障または車両

自体に生じたトラブルに該当しない場合

- (4) 以下の事項に該当する場合
    - (ア) 対象車両が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造もしくは整備を加えていた場合
    - (イ) 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所で対象車両を使用し、事故または故障が発生した場合
    - (ウ) 故意によりメーカーが発行するマニュアル、車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えて対象車両を使用した場合
    - (エ) 航空機または船舶により対象車両を輸送中の場合
    - (オ) 対象車両が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
    - (カ) 対象車両が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合
  - (5) 当組合の共済金で、本サービスの費用が支払われる場合
  - (6) 過失事故またはもらい事故の場合において相手側の保険もしくは共済に請求できる場合のその分の費用(過失割合について、示談書などのご提示を求められる場合がございます。)
  - (7) 同一のサービスにおける利用頻度が著しく高い場合
2. 本サービスはJNSを通したご利用に限りです。JNS以外でのサービス提供は出来ません。

## 第7条(その他)

- (1) 交通事情、気象状況、地震等により、ロードサービス提供会社の到着に時間がかかる場合または各種の案内、手配もしくは提供ができない場合があります。
- (2) 本サービスの提供を行わない場合、または本サービスの提供が遅延した場合であっても、当組合およびJNSは、これを金銭的補償で代替することは行いません。
- (3) 第2条に規定する車両搬送サービスの上限額を超える費用および本サービスの提供範囲外の費用は利用者のご負担となります。また、JNSがロードサービスを提供した後に、本サービスの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべて利用者(組合員)のご負担となります。

## 第8条(本利用規約の変更)

本利用規約は予告なく、いつでも変更することができるものとします。

## 第9条(個人情報の取扱)

当組合は、業務上必要とする範囲で個人情報を取得します。また、本サービスにおける組合員等情報の一部につきましては、当組合が本サービスを提供することを目的に本サービスに関係する会社に提供します。提供した情報につきましては、本サービス提供以外の用途で使用されることはありません。

## 【附則】

サービスを提供できない(もしくは、利用者に利用料を請求する)主な場合の例として、以下具体的事例を明記します。

- ① 本サービス対象外のロードサービスの利用や、第2条に定める1回20万円の限度額を超える場合の利用料金(自己負担となりますので、JNSより利用者へ請求を行います。)
- ② 雪道や砂浜、ぬかるみなどでスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態で、事故・故障など対象車両自体に生じたトラブルに該当しない場合。
- ③ 対象車両がけん引車両である場合、被けん引車両が対象車両に単に連結されているだけの状態で被けん引車両が原因で発生するロードサービス。(被けん引車両が接続(切り離せないようにボルト・ナット等で固定)されている場合は補償の対象となります。)
- ④ JNSに対してロードサービスを手配した後キャンセルされた場合のキャンセル費用。
- ⑤ レッカー搬送せずに応急処置で対応が完了した場合のその費用。
- ⑥ スペアタイヤを積んでなかった場合やスペアタイヤもパンクして使用できない場合等に、別途手配したタイヤ代。
- ⑦ 対象車両の事故・故障時に、ロードサービスを手配し応急処置等を施した結果、最終的にレッカー搬送がされた場合の応急処置代。
- ⑧ 対象車両に対して対象サービスを提供した結果、事故相手に過失があった場合のその分の費用。(JNSから利用者へ請求を行い、利用者から相手方へご請求いただけます。なお、第2条に定める1回20万円の限度額は、過失事故やもらい事故で相手側に請求できる分を除きます。)

本規約は2023年10月1日から適用する。